

## 公共調達改革に関する共同宣言

地方自治体が行う公共調達は、住民や事業者からの税金を原資として行われ、中でも、公共工事は道路や公園、学校、公民館など住民の生活基盤となる社会資本を整備するものである。

しかしながら、昨今、地方自治体の公共調達に絡む談合等の不正行為が住民の信頼を大きく損ない、より公正な公共調達への改革が求められている。

もとより、公共調達は、工事等の品質が確保されるとともに、限られた財源を効率的に活用し適正な価格で実施されなければならない。

埼玉県、埼玉県市長会及び埼玉県町村会では、これまでにも独自に公共調達の適正化に向け取り組んできたところである。この度、公共調達改革をより強力に、かつ、効果的に進めるため、相互連携により以下の取り組みを実施することとした。

- 一般競争入札の導入、拡大を図るとともに、電子入札を早期に導入し、公共調達における透明性、客観性、競争性の確保に努める。
- 埼玉県と市町村の技術的な連携を強化するとともに、総合評価方式を導入し、公共調達の品質確保に努める。
- 行政対象暴力や不当要求行為等に対し、埼玉県と市町村が連携して対処するとともに、不良不適格業者を排除するため、技術者の専任確認などの対策に努める。

我々は、公共調達改革に全力で取り組み、談合等の不正行為を根絶するとともに、暴力団等からの不当介入を排除し、良質で公正な公共調達を実現することをここに宣言する。

平成19年8月7日

埼玉県知事

上田精司

埼玉県市長会会长

斎藤博

埼玉県町村会会长

石川三郎